

| 項目 | 地域活力基盤交付金(H21) | 社会資本整備総合交付金(仮称:H22) | 論点等 | ※参考 農山漁村地域整備交付金(仮称:H22) |
|---------|---|---|---|---|
| 1 目的 | ○道路特定財源の一般財源化に際し、特定財源制度を前提とした地方道路整備臨時交付金に代わるものとして創設 | ○社会資本整備に関するこれまでの個別補助金を原則廃止 ○基幹となる事業(基幹事業)の実施のほか、これと合わせて関連する社会資本整備や基幹事業の効果を一層高めるための事業を一体的に支援(住宅・社会資本整備に関する事業全般) | ○「交付金化された補助金」と「残ることになる補助金」の明示 | ○農林水産分野横断的で、ソフト事業も実施可能な、自由度が高く、使い勝手の良い新たな交付金 ○農山漁村地域のニーズにあった計画を自治体が策定し、農林水産省の各公共事業を自由に選択 |
| 2 当初予算額 | ○9,400億円 | ○2.2兆円(政府予算案) ※既存交付金1.1兆円+新規分(補助金)1.1兆円 | | ○1,500億円(政府予算案) |
| 3 対象事業 | <p>[道路整備を中心]</p> <p>① 地方道路整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路の改築、修繕に関する事業 除雪に係る事業、降灰の除去事業 対象事業の全体事業費に占める地方道路整備事業に係る事業費の合計額の割合は自由に設定可 <p>[①地方道路整備事業と一体的に実施するソフト事業等]</p> <p>(①基幹事業:地方道路整備事業 ※再掲)</p> <p>② 関連事業</p> <p>(1) 関連社会資本整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方道路整備事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業(維持に関する事業を除く) <p>(2) 効果促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方道路整備事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業・事務 交付対象事業の全体事業費の20/100を目途 | <p>[住宅・社会資本整備に関する、4つの政策分野]</p> <p>①活力創出基盤整備(道路、港湾、空港)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域活力基盤創造交付金を含む <p>②水の安全・安心基盤整備(河川、砂防、急傾斜、海岸保全、下水道)</p> <p>③市街地整備(市街地整備、広域連携、都市公園、都市水環境整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> まちづくり交付金を含む <p>④地域住宅支援(公的賃貸住宅・建築物、住宅市街地等の整備)</p> <p>[各分野について、次の3事業を組み合わせる実施]</p> <p>①基幹事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 交付金を活用して実施しようとする主たる社会資本整備事業 <p>②関連社会資本整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹事業と一体的に実施することが必要な社会資本整備事業 <p>③効果促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 基幹事業と一体となって基幹事業の効果を高めるために必要な事業(全体事業費の20/100以内) | <ul style="list-style-type: none"> ○早期の要綱制定(早期の事業着手、地方の意見反映) ○対象事業の拡大(新設、維持、調査等) ○ソフト事業の上限 | <p>①農業農村基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業用排水施設整備、ほ場整備、農地防災、農業集落排水施設整備等 <p>②森林基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 路網整備、県有林の間伐等の森林整備、予防治山等 <p>③水産基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁港施設整備、漁場造成、水域環境保全、漁港漁村環境整備等 <p>④海岸保全施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 海岸保全施設整備、海岸環境整備等 <p>⑤効果促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 上記①～④の事業と一体となって事業効果を高めるために必要な事業 |

| 項目 | 地域活力基盤交付金(H21) | 社会資本整備総合交付金(仮称:H22) | 論点等 | ※参考 農山漁村地域整備交付金(仮称:H22) |
|------------------|---|--|---|---|
| 4 交付率 | <p>[各事業別に補助率設定]</p> <p>① 地方道路整備事業 ・5.5/10(財政力に応じて最大7/10)</p> <p>② 関連事業 (1)関連社会資本整備事業 ・5/10 (2)効果促進事業 ・5.5/10(財政力に応じて最大7/10)</p> <p>※個別の法令等に規定がある場合は、その率</p> <p>※財政力に応じた「交付率嵩上げ」制度あり</p> | <p>○現行の事業で適用される国費率</p> <p>○対応する現行事業がない場合:1/2</p> <p>○「交付率嵩上げ」制度は、23年度以降に取扱いを検討</p> | <p>○財政力に応じた「交付率嵩上げ」制度の維持</p> | <p>○既存事業の補助率が適用される見込み</p> |
| 5 配分方法・ 交付手続き | <p>○「地域活力基盤創造計画」の作成(国交大臣へ提出) ・計画期間:おおむね3~5年間 ・地域活力基盤創造計画には1以上の地方道路整備事業を含むものとする</p> <p>○計画に基づき、交付額を決定</p> <p>○個別事業箇所への配分は、地方公共団体の裁量</p> | <p>○「社会資本総合整備計画」の作成(国交大臣へ提出) ・計画期間:おおむね3~5年間(政策分野ごとに)</p> <p>○計画に基づき、交付額を決定</p> <p>○計画に位置付けられた事業の範囲内で、国費を自由に充当可</p> <p>○これまで事業別にバラバラに行ってきた関係事務を一本化・統一化</p> | <p>○交付申請等の窓口の一本化(煩雑さ回避)</p> <p>○地方が策定する計画の審査・評価スキーム</p> | <p>○「農山漁村地域整備計画」の作成(農林水産省へ提出)</p> <p>○計画に基づき、交付額を決定</p> <p>○都道府県の裁量で地区毎に配分</p> <p>○関係事務の一本化・統一化</p> |
| 6 流用 | <p>○各計画内での配分は地方公共団体の裁量</p> | <p>○各政策分野内の流用は、交付決定した額が変わらない限り、地方公共団体の自由。</p> | <p>○流用可能範囲</p> <p>○事務手続きの簡素化</p> | <p>○都道府県の裁量で地区間・施設間の融通が可能(農・林・水 横断的な予算融通が可能)</p> |
| 7 透明性・客観性 | <p>○地方公共団体は、交付期間終了時に計画目標の達成状況等を評価・公表</p> <p>○必要に応じて、交付期間の中間年度においても評価を行うものとする</p> | <p>○地方公共団体は、計画・進捗状況を公表</p> <p>○計画期間の終了後は、各地方公共団体自ら事後評価を行って公表</p> | | <p>○地方公共団体は、計画・進捗状況・事後評価を公表</p> |
| 8 経過措置 | <p>○地方道路整備臨時交付金の継続事業については、当該事業が記載された地方道路整備臨時交付金の整備方針の提出をもって地域活力基盤創造計画の提出とみなす</p> | <p>○継続事業については、交付金事業への移行に伴う経過措置を別途講じる</p> | <p>○「継続事業」が滞らないような経過措置の導入</p> | <p>?</p> |

※「地域活力基盤創造交付金について」(H21.4.30通知)【概要】(国土交通省)、「H22年度予算決定概要」(国土交通省)、「H22年度農林水産予算のポイント」(谷内主計官)等 (国からの聞き取り情報等を含む)